

第三者評価結果シート（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称：	埼玉県埼玉学園
施設長氏名：	原科正夫
定員：	120名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

<p>(1) 理念 子どもの主体性を尊重し、子どもの自立を支援することを基本に、適切な指導、教育、訓練を行い、その生活能力及び学習能力を高め、非行性を除去すると同時に豊かな人間性を育てる。</p> <p>(2) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の人や社会への基本的信頼感および自己肯定感の育成。・児童の生命を尊重し、自然、社会、人間と共生を営める人間性の育成。・児童の創造的な問題解決能力及び基本的な生活力・生活態度の育成。・児童の自己実現のために自己変革していける人間性の育成。・児童の自らの問題性と向き合い改善していける人間性の育成。・衣食住等を保障し、家庭的・福祉的アプローチによって「育て直し」を行う。・一人ひとりの児童を受容し、児童と職員との間で愛着関係・信頼関係を育む。

④施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none">・児童の権利擁護を基本として、児童が抱えている問題の改善・回復や発達課題の達成・克服など、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を実施している。・当園は、「小舎夫婦制」を採用している児童自立支援施設であり、寮長及び寮母が児童の親代わりとして児童と起居を共にし、家庭的な環境の中で、児童の情緒の安定を図り、基本的な生活習慣を確立させるなど、「児童の育て直し」に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/7/10
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/2/15
受審回数	1回
前回の受審時期	平成29年度

⑥総評

◇特に評価の高い点

●夫婦である寮長・寮母が親代わりとして起床・寝食を共にする「小舎夫婦制」が採用されており、子どもの退所後の自立に向けて最適な支援方法として成果を確認しています。本制度の維持に対して人材確保・専門性の向上・職員のリフレッシュ等最大限の尽力に努めており、今後も継続・発展への意向を示しています。また家庭との連絡・相談においても寮長・寮母等が窓口となり、信頼関係の構築に取り組んでいます。

●子どもの意思と動機付けを重視した支援に取り組んでおり、入園時の丁寧な説明・入園後のアンケートをはじめとする意向確認に注力がなされています。また子どもの自己肯定感を醸成できるよう職員が愛情深く接するよう努めており、本評価に伴うアンケートからも理解することができました。頑張った子どもには「努力賞」を授与しており、成長の中で励みとなる取り組みもなされています。

●年度の課題と目標が策定されており、目標に対しては具体的数値と手順が示されています。次年度への展開についても盛り込まれており、計画的な運営と着実な計画の進捗が図られていることが理解することができます。密なる情報共有、コンプライアンスの徹底、人事評価制度の確立、職員の勤務体制への配慮、専門性維持向上のための研修計画等々種々の取り組みから安定した運営がもたらされています。

◇抽出された目標と課題

子どもたちを取り巻く環境の変化を見定めながら適切な支援の提供と環境づくりに努めています。施設の老朽化、スペースの確保、心理的ケア等を必要とする児童の増加等々多くの課題を認識しており、あらためて下記の課題・目標が抽出されました。

- ①「新しい社会的養育ビジョン」の提示を受け、考察および各種計画への反映
- ②心理士の常勤化、夫婦職員への応援体制の充実
- ③子ども・関係機関を交えたカンファレンスの小まめな開催

今後も子どもたちへの大いなる愛情と組織力をもって取り組んでいくことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審することによって、改めて学園の果たすべき役割、機能を確認するとともに、今後の課題も浮かび上がらせることが出来ました。今回の受審結果を生かして、引き続き、施設運営全般の質の向上に努めてまいります。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			第三者 評価結果
	①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
目的・指導内容・年間行事等が記されたパンフレットが作成されており、学園の理解を深めてもらうためのツールが準備されている。処遇要領・学園だより・生活のしおり・保護者への説明用文書等職員・子ども・保護者・関係機関に対して周知を図るための資料も完備され、理解深化に努めている。			

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			第三者 評価結果
	①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
県の児童福祉施設協議会の一員として施設長会、各種研修会の参加をもって情報の収集・意見交換等にあたっている。所管行政・児童相談所等関係機関とも連携し、取り巻く環境の把握に取り組んでいる。			
	②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
小舎夫婦制の維持、寮の小規模化、老朽化やスペース確保への対応、配慮を要する児童の受け入れ増加など課題と目標が認識されている。児童福祉施設として子どもたちの自立の支援に資するとともに公的使命を果たす役割として運営の進捗に取り組んでいる。			

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
学園の在り方について検討する委員会を設置し、最大の特長である小舎夫婦制の維持とその方策があらためて確認されている。提示された「新しい社会的養育ビジョン」を検証し、子どもたちを取り巻く環境への適応を見定めながら計画の考察を進める意向をもっている。			
	②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
年度の事業計画が策定され、所管行政への提出がなされている。また年度の課題と目標が策定されており、目標に対しては具体的数値と手順が示されている。次年度への展開についても盛り込まれており、計画的な運営と着実な計画の進捗を理解することができる。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
職員会議での検討・確認を通して運営の進捗に対して修正・周知がなされている。			
	②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
行事予定等については毎月子どもたちに書面をもって周知している。また保護者に対しては学園だよりにて学園全体の行事予定・生活の様子などが報告されており、個別の伝達事項のために通信欄も設けられている。			

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			第三者 評価結果
	①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
自立支援検討会議・処遇会議等を開催し、子どもたち一人ひとりの支援が検討されている。また余暇や作業活動の具体的内容についても随時検討がなされており、あわせて処遇要領の見直しに繋がられている。			
	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
年度の課題と目標については具体的に数値化されており、客観的事実を基に改善に繋げる入り口が設定されている。また児童に対しても定期でアンケートが実施されており、処遇の見直しへの参考とされている。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
事務分掌が策定されており、園長をはじめ職員一人ひとりの業務が明確化・文書化されている。行事・委員会、災害時の対応などについても係・分担が明示されている。			
	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
外部の専門家を講師として招くなど職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるための取り組みがなされている。子どもたちの権利擁護・プライバシーの保守については特に注力と細心の注意を払うよう取り組んでいる。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
	①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a

園長は、本年度の課題として自立支援目標の達成・権利擁護の推進・円滑な入所促進をあげており、支援の向上と計画的運営の進捗が図れるよう学園の管理と牽引を図っている。また児童自立支援施設としての役割を再認識し、修正を図れるよう情報提供と指導にあたっている。			
	②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
子どもたちの支援に影響が出ないことを前提に電気・水道をはじめとする水道光熱費、書面等の工夫による消耗品費の削減等に努めている。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果
	①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
難化する支援に対して専門職員の確保・養成に努めており、あわせて各種休業に対する代替職員の補充にも取り組んでいる。心理士の常勤化、フリーで動ける職員配置などを今後の課題として認識している。			
	②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
県による実績評価と自己申告制度に基づく人事評価制度が確立している。公正公明な人事管理がなされており、職員それぞれの能力と特性を活かせるよう努めている。また園長による面談が実施されており、職員の意向や意見についても確認がなされている。			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
小舎夫婦制における職員の疲労やリフレッシュを考慮した勤務体制が構築されている。子どもたちの生活状況にあわせて長期休暇を設けるなど働きやすい環境づくりに努めている。			

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
人事評価システムにおける実績評価には「知識の習得」の評価項目を有しており、専門職としてその資質の向上を促すよう取り組んでいる。配慮の必要な子どもの入所が増加する中、更なる職員育成に努める意向をもっている。			
	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
年度における研修計画が策定されており、専門的知識の習得にあたっている。過去の研修履歴等はデータにて管理されており、キャリア形成の一助となるよう取り組んでいる。			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
職員の勤務状況、経験、希望等を考慮しながら外部研修への参加がなされている。参加後は復命書により報告がなされ、回覧等により情報の共有と知識の水平展開に努めている。			

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	①	20 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
要請により各種学校から実習生の受け入れがなされており、担当者によるオリエンテーション、実習の心得の周知等受け入れ体制の整備がなされている。子どもたちの支援に影響を及ぼさないよう・心得を遵守するよう指導し、実りある実習となるよう取り組んでいる。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
各種団体による見学を多様に受け入れており、施設の理解が深まるよう努めている。県および全国児童自立支援施設協議会のホームページで概要について公表されており、埼玉学園要覧には施設概要および指導体制が明示されている。			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
適正な経理処理実施のため、財務規則による執行、監査実施等がなされている。担当者による購入物品の管理、各寮での予算管理など子どもたちの支援に対して適切に使用されるよう取り図られている。			

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
清掃活動や行事に参加するなど地域との交流がなされている。部活動での交流などプライバシーへの配慮をしながらできる交流に努めている。			
	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
受け入れにあたっての注意事項等については、処遇マニュアルに定められており適切な受け入れとなるよう取り組んでいる。生け花の指導など長期間に渡る協力を得ており、子どもたちの多様な活動に対して協賛を得ている。			

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
医療機関等関係機関と連携し、子どもの安全と健康が守られるよう取り組んでいる。遠足等の外出行事や買い物訓練等においては社会資源に出向き、様々な体験ができるよう努めている。			

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
管理職による講演等を通じて児童福祉への貢献活動がなされている。近隣の関係機関や交流施設等に対しても互助する関係が構築されており、できる支援に努めている。			
	②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
施設の特性上、できることが限られている中で、各種団体、施設による見学を受け入れている。			

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
	①	28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
基本理念に始まり、運営指針・行動指針により子どもたちの人権を尊重した支援について謳われており、処遇要領により具体的指導が明確化されている。職員会議・処遇会議においても各支援について確認と検討がなされている。			
	②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	a

子どもたちの権利保障のうえでプライバシーの尊重と子どもたちの自立支援のバランスを考慮した支援方針をとっている。具体的支援方法・留意事項については処遇要領により明示がなされている。

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

	①	30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
入所前には事前見学を基本としており、本人の意思確認と動機付けを重視した説明に努めている。保護者・子ども双方への説明用文書が準備されており、特に子どもたちに対してはわかりやすい表現を用い、今後の生活をイメージできるものとなっている。			
	②	31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
支援開始にあたっては、面会・帰宅訓練・持ち物・連絡方法等について丁寧な説明に努め、保護者の不安払拭にあたっている。また学園だよりの送付時には近況を知らせるなど配慮にあたっている。			
	③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
関係機関と十分な協議のうえ、子どもの自立・生活にとって最善の選択となるよう取り組んでいる。退所後の相談や支援についてもプライバシーへの配慮をもってあたるよう心掛けられている。			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

	①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
年に2回の子どもたちへアンケート・面談が実施されており、要望や意見の聴取がなされている。日々の支援の中で子どもの様子や意向を確認するよう努めている。			

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
入所時に渡す説明用資料「生活のしおり」には苦情解決システムについて紹介がなされており、受付担当者、第三者委員が明示されている。また投書箱の設置と周知によりいつでも意見が言える体制が整えられている。			
	②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
面談室、応接室等場所や時間を配慮しながら日々の生活の中で子どもたちの相談に応じるよう努めている。また保護者に対しては年に2回の保護者会が実施されており、保護者の安心に繋げられるよう努めている。			
	③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
苦情解決要領が定められており、投書箱からの意見については園長自ら対応を図っている。苦情解決第三者委員への定期的な報告もなされており、連携を図りながら子どもの意向を把握するよう取り組んでいる。			

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

	①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
危機管理要領が設置されており、緊急時対応、非常時対応、自然災害対策、不審者対応等々の各種リスクに備えられている。インシデントレポートの分析・周知により事故予防にも取り組んでいる。			
	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
感染症対策マニュアルを設置しており、看護師を中心に衛生管理にあたっている。特に帰宅訓練時や外出行事の際に感染する事例や職員の持ち込みが要因となることが想定されることから注意喚起に努めている。			

	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
火災・地震想定を中心に毎月の避難訓練が実施されている。備蓄についても3日分が準備されており、消費期限の管理等がリストによりなされている。			

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
	①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
処遇要領・危機管理要領・苦情解決規程、財務規則等各種要領・規程により業務の標準化がなされている。端末から見られるよう共有化されており、職員がいつでも確認できる環境が整えられている。			
	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
処遇マニュアルは担当者のもと定期での見直しと職員会議・寮担当者会議等での随時の検討と双方による改訂がなされている。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
担当者による立案、自立支援計画評価検討会議での話し合いを経て自立支援計画の策定と決定がなされている。退所後の生活を見据え、自立に向けた方針をどのようにするのか、処遇内容をどのようにするのかを主眼とした目標設定に取り組んでいる。			
	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
入所時期にかかわらず、全児童に対して6カ月に1回の自立支援計画の見直しを実施している。家庭、児童相談所等関係機関との話し合いを通し、処遇内容と課題の確認がなされている。			

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
児童個別の記録と寮の日々の記録がなされており、子どもたちの様子や健康状態について把握がなされている。また朝礼の記録は職員が見られるよう共有化が図られている。			
	②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
各寮には職員が管理する執務室が備わっており、記録や書面は施錠できるキャビネットにて管理されている。また記録済みの書類については保管庫にて保存されており、規定により適正な取り扱いがなされている。			

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮			第三者 評価結果
	①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a
子どもの思いを受け止めるよう日々努めており、朝礼、職員会議等の機会に振り返りや確認がなされている。退所後の自立を見据え、子どもたちにとって最善の利益を考慮した支援となるよう施設全体で取り組んでいる。			
	②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a

性教育の場面では「性」ばかりでなく「生」について：生きることの大切さについて学ぶ機会を提供している。退所時には、プライバシーに配慮し、写真の提供をするなどもなされている。

	③	A3 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	a
--	---	--	---

特別指導・寮指導については処遇要領で定め、職員間での話し合いを通して決定されており、適切な対応となるよう取り組んでいる。また頑張った子どもには「努力賞」を授与しており、成長の中で励みとなる取り組みもなされている。

(2) 権利についての説明

	①	A4 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
--	---	--	---

正当な権利の主張が保障されていることは入所時に配布する「生活のしおり」に記載されており、説明に努めている。また同時に子どもたちの施設での生活・活動についての動機づけにも注力しており、実りある入所期間となるよう取り組んでいる。

(3) 他者の尊重

	①	A5 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
--	---	--	---

子ども同士のトラブルについても勉強として捉え、共同生活の中で成長できるよう支援している。職員からの愛情と指導を受けながら他者を尊重できるよう取り組んでいる。

(4) 被措置児童等虐待対応

	①	A6 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
--	---	--	---

あってはならないこととして処遇要領・行動指針に規定されており、子どもの人格・権利の尊重が謳われている。チーム処遇・クールダウン・オープンな議論等により園全体で徹底するよう取り組みがなされている。

	②	A7 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
--	---	-------------------------------------	---

不適切な関わりがないよう日々職員による見守りに取り組んでいる。死角の確認、投書による進言等をもとに子どもたちが安心して暮らすことができる環境づくりに努めている。

	③	A8 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
--	---	--	---

処遇マニュアルにより通告が規定されており、被措置児童虐待に関わらずマイナスのものほど迅速に報告・共有するよう日々の指導にあたっている。透明性を保ちながら適正に支援がなされるよう職員の協力体制の構築に努めている。

(5) 思想や信教の自由の保障

	①	A9 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
--	---	------------------------------	---

これまでに特に配慮を必要とする子どもの入所はないものの、子ども・保護者の信教・信条の自由を保障することを宣している。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

	①	A10 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	a
--	---	--	---

運動（野球・卓球・陸上等）と文化（吹奏楽・美術等）双方のクラブ活動がなされており、自身の選択により活動に参加している。余暇についても思い思いに過ごせるよう環境の設定がなされている。

	②	A11 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a
子どもが自身で考え、指示を受けなくとも自ら行動できるよう日常生活の中で指導に取り組んでいる。行事活動や委員会活動において責任感を育めるよう学びの場としている。			

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
	①	A12 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a
学園全体での統一したルールのうち、細部に渡っては、寮において決まりや留意事項が定められている。子どもたちの意見やアンケートの結果を参考に見直しが行われる仕組みとなっている。			
	②	A13 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。	b
小遣い帳の記載・職員によるサポートのもと小遣いの管理がなされており、管理職による確認も実施されている。月に1回の買い物訓練は、経済観念の醸成や自身の楽しみとなるよう実施されている。			

(8) 継続性とアフターケア			
	①	A14 家庭引きりに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	a
関係機関との協議を行い、適宜アフターケアを実施するよう努めている。常に退所後の安定した・自立した生活を念頭に置いた支援に取り組んでいる。退所後も子どもたちの相談や報告に応じている。			
	②	A15 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	b
入所時に配布される「生活のしおり」には退所後に相談できる環境の紹介、一人で抱え込まないことについての留意が記されている。週末帰宅、帰宅訓練等を通して段階的な・計画的なプログラムにより家庭復帰に取り組んでいる。			

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本			第三者 評価結果
	①	A16 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	a
小舎夫婦制の特性を最大限に活かし、親がわりとして子どもたちと向き合い、共同生活が営まれている。子どもたちの自立に向けて最大の効果を得られる体制として今後も小舎夫婦制維持・継続にあたる意向をもっている。			
	②	A17 子どものニーズをみとめることのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
職員が子どもたちの見本となり、常識と社会でのルールを学べるよう指導に努めている。挨拶に始まり、清掃等基本的な生活習慣を日常生活の中で身につけられるよう取り組んでいる。			
	③	A18 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気になれ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
子どもの自己肯定感を醸成できるよう職員が愛情深く接するよう努めている。本評価に伴う児童アンケートにおいて「職員はあなたの良いところをほめてくれますか？」の問いに対して肯定的な回答やほめてもらっている旨の記述が占められていた。			
	④	A19 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a
規則正しい生活、生活環境の整美に対しては注力しており、退所後も健全な生活を営めるよう指導にあたっている。新入の児童に対してはお世話係の年長児童を配置し、生活に馴染めるよう配慮している。			

	⑤	A20 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	a
クラブ活動や行事など多様な経験が積めるよう処遇の計画がなされている。また各種協力者による招待行事などもスケジュールを鑑みながら参加し、子どもの健全な成長の一助となるよう努めている。			
	⑥	A21 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	a
行動上の問題に対しては、職員間の協議とチームによって対応している。特別指導等にて対応し、社会生活を営めるよう・失敗を糧に自立を促せるよう指導に取り組んでいる。職員が自身の経験を話す講話の機会を設けるなどサポートにあっている。			

(2) 食生活			
	①	A22 団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
「温かいものは温かく・冷たいものは冷たく」を原則に温冷蔵庫や電子レンジを活用し、おいしい食事の提供に努めている。給食連絡会により子どもの嗜好や喫食状況を確認し、適切な栄養管理となるよう取り組んでいる。			
	②	A23 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
栄養士による食育指導がなされており、子どもたちの健全な成長を支援している。また餅つき・クリスマス・卒園・誕生日会など行事にあわせた食事の提供、偏食への指導など多様な取り組みがなされている。			

(3) 衣生活			
	①	A24 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
動きやすい服装、年齢に応じた適切な服装など担当者を中心にルールに沿った被服の提供・指導にあっている。また洗濯等についても習慣の習得と自立へのサポートとして支援している。			

(4) 住生活			
	①	A25 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
日々の清掃により居室・共有空間・庭など施設全体が整備されている。修繕等を繰り返しながら改善が図られているが、スペースの確保が今後の課題としてあげられており、更なる住環境の充実に取り組む意向をもっている。			

(5) 健康と安全			
	①	A26 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
通院等健康管理・維持、理美容等みだしなみへの支援、学園内の安全管理等がなされている。退所後の自立にあたって子ども自身で心身の健康を管理できることを重視し、支援に取り組んでいる。			
	②	A27 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
内科をはじめとする三名の嘱託医と学園内の看護師が連携し、子どもたちの健康が管理されている。健康診断、通院等を通じて医療的支援に努めており、日々の服薬についてもチェック表を用い、保管とともに適切な管理に取り組んでいる。			

(6) 性に関する教育			
-------------	--	--	--

	①	A28 子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
施設内のルールについては入所時に配布するなど自立にとって今必要なことを優先した支援と指導にあたっている。性指導検討委員会による支援を中心に子どもたちが適切な知識を得られるよう支援に努めている。			

(7) 行動上の問題に対する対応

	①	A29 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	a
--	---	---	---

不適切な行動等があった場合は、個別指導を実施し、学園内での情報共有・協力をもって対処に努めている。矯正指導に偏ることなく振り返りを重視し、自身を見つめ直す機会として子どもの成長に繋げるよう取り組んでいる。

	②	A30 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	a
--	---	---	---

子ども間の暴力・いじめについてはあってはならないこととして徹底した指導にあたっている。クールダウン・アンガーマネジメント等を取り入れ、日常的・総合的な支援となるよう取り組んでいる。

	③	A31 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
--	---	--	---

保護者についての情報は施設内の職員で共有し、統一した対応を図っている。電話対応等についても子どもの安全を第一に考えて行われており、徹底した管理にあたっている。

(8) 心理的ケア

	①	A32 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
--	---	---	---

心理士を配置しており、医療機関・嘱託医・関係機関との連携、支援マニュアルの設置をもって支援にあたっている。常勤心理士の配置を希望しており、適切な人材の確保に努めている。

(9) 学習支援、進路支援、作業支援等

	①	A33 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
--	---	--------------------------------------	---

習熟度別学習、受験にむけての補習など学校との連携のもと学習支援にあたっている。漢字検定などの受験を奨励し、更なる基礎学力の向上支援に努めている。

	②	A34 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
--	---	--------------------------------------	---

子ども、家族、関係機関と話し合いを持ちながら、現実を踏まえた進路選択となるよう指導に努めている。中卒児向けの高等部クラスを設置し、一定期間の支援を保障した体制がとられている。

	③	A35 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	a
--	---	---	---

協力事業主による職場体験実習を行っており、社会観の醸成と貴重な経験を積む機会として行われている。また学園内の美化・農作業は注力して行われており、ソーシャルスキルの向上に努めている。

	④	A36 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
--	---	---	---

小学校・中学校の各教諭とは会議を通して綿密な連携を図っており、一体となって子どもの支援にあたっている。移行期間を設けて段階的に進めてきた結果、現在の体制が確立している。

	⑤	A37 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	a
スポーツ・文化の両クラブ活動の参加により心身ともに健全な成長をとげられるよう努めている。合唱については全児童が参加をするなど積極的な活動がなされている。			

(10) 通所による支援

	①	A38 地域の子どもの通所による支援を行っている。	評価外
--	---	---------------------------	-----

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

	①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
保護者会、運動会等の行事参加を通して子どもの生活や様子を理解してもらうよう努めている。また、子どもたちと寝食を共にする寮長・寮母等が窓口となることで信頼関係を構築した支援にあたっている。			

(12) 親子関係の再構築支援

	①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
帰宅訓練、週末帰宅、外出等家庭復帰のプログラムを実施しながら自立支援にあたっている。処遇要領の定めに従い、また家庭に対しても留意事項を伝えながら親子関係の再構築に取り組んでいる。			

(13) スーパービジョン体制

	①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
管理職のスーパービジョンのもと職員それぞれの持ち味を活かした支援の提供にあたっている。外部の専門家を招いての研修実施など職員が刺激を受けながら組織力の向上に努めている。			